

警報発表時の対応について

《登校・自宅待機等の判断基準》


- ① 午前6時の時点、または自宅出発まで
 広島市 特別警報 1つ
 もしくは
 暴風警報 1つ
 の場合は自宅待機
- ※ 登校途中で、上記の警報が発表された場合は、次のいずれかの方法で安全を確保する。
 - ア 安全に十分注意して帰宅する
 - イ 安全な場所に避難する
 - ウ 安全に十分注意して登校する
- ② 午前6時から9時までに解除された場合
 登校 3限目より授業開始
- ③ 午前11時までに解除された場合
 登校 5限目より授業開始
- ④ 午前11時で警報が解除されていない場合
 臨時休校
- ⑤ 休校となった場合は、後日代替措置

留意事項

警報・避難勧告の有無にかかわらず、局地的な豪雨などによる災害の危険については居住地域によって異なるため 交通機関や河川、道路の状況から登校が難しく、危険だと判断した時はその旨を学校に連絡する

正当な事由と認められる場合は公認欠席の対象とする。そのための手続きは、生徒手帳の「学校と家庭の連絡」により、事後速やかに担任へ申し出て行うこと。

【例】

学校と家庭の連絡				欠席・遅刻・欠課・早退・忌引・外出・見学・異装届				
月・日	連絡事項	保護者印	担任印	月・日	記号	連絡事項	保護者印	担任印
				10・7	/	豪雨で登校時に危険だと判断したため		

平成25年10月7日より実施